

# 大田区都市計画審議会（第140回）

目 的	1 東京都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設）の変更（東京都決定）について			
日 時	平成20年10月17日（金） 開会 2時00分 閉会 3時39分			
場 所	大田区役所本庁舎 2階 201、202、203会議室			
委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;">                 谷口汎邦                  欠 中井検裕                  湯本良太郎                  勝亦 聡                  欠 樋口幸雄                  馬場雄一郎             </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;">                 池添 皞                  小篠映子                  河津章夫                  岸田 正                  欠 遠藤孝一                  荻原光司             </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;">                 志水英樹                  小林みどり                  富田俊一                  大竹辰治                  水野貴司                  欠 橘内肇             </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">印出席者</p>	谷口汎邦 欠 中井検裕 湯本良太郎 勝亦 聡 欠 樋口幸雄 馬場雄一郎	池添 皞 小篠映子 河津章夫 岸田 正 欠 遠藤孝一 荻原光司	志水英樹 小林みどり 富田俊一 大竹辰治 水野貴司 欠 橘内肇
谷口汎邦 欠 中井検裕 湯本良太郎 勝亦 聡 欠 樋口幸雄 馬場雄一郎	池添 皞 小篠映子 河津章夫 岸田 正 欠 遠藤孝一 荻原光司	志水英樹 小林みどり 富田俊一 大竹辰治 水野貴司 欠 橘内肇		
出 席 幹 事	副区長（秋山） まちづくり推進部長（佐藤） 再開発担当部長（藤田） 都市計画担当課長（菅） 環境保全課長（東平） 経営管理部行政経営担当課長（荒井）			

傍聴者 1名



菅 幹 事 お待たせいたしました。本日は、お忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、都市計画担当課長の菅と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

都市計画審議会の議事録の署名について、ご案内申し上げます。議事録の原稿が整った後、会長と輪番でほかの一名の委員にご署名をいただいております。

本日の審議会につきましては、順番で河津委員にお願いしたいと思っております。議事録の原稿が整い次第、ご連絡申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出欠状況でございますが、5名の委員の方がまだお見えになっておりません。そのうち1名はご連絡がありまして、若干遅れまして、こちらの会議のほうに出るといふふうに連絡をいただいております。定足数を満たしております。

本日の傍聴申込数は1名でございます。

では、会長、開会方よろしくお願いいたします。

谷 口 会 長 こんにちは。大変ご多忙の中ご出席を賜りましてありがとうございます。

それでは、ただいま事務局より傍聴の方がお一人おいでになるということでございますので、傍聴の許可をいたしたいと思っております。

それでは、開会の宣言をさせていただきます。

ただいまより、第140回大田区都市計画審議会を開会いたします。

先ほど事務局からお願いがございましたように、署名委員は河津委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案に入ります。

大田区長より大田区都市計画審議会会長あてに、平成20年9月5日付けで、第一号議案「東京都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設）の変更（東京都決定）について」が諮問されましたので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いいたします。

菅 幹 事 それでは、諮問文を朗読をさせていただきます。お手元に配付をさせていただきました諮問文をご覧いただきながら、お聞き取り

をいただきたいと思います。

東京都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設）の変更（東京と決定）について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、平成20年8月25日付け20都市基施第276号により東京都知事から意見照会があったもので、大田区長より諮問いたします。

以上でございます。

谷口会長 ありがとうございます。

この議案を上程いたします。幹事より議案のご説明をお願いいたします。

菅幹事 それでは、議案の説明に入る前に、配付されておりますお手元の事前資料の確認をさせていただきます。事前資料1「計画書」でございます。A4横書き、1枚でございます。

事前資料2「総括図」でございます。今回決定しようとする施設の位置を図示したカラー刷りの図面、A4横、1枚でございます。

事前資料3「計画図」でございます。A4横の図面、1枚でございます。

事前資料4「説明資料」でございます。A4の縦書き、1枚となっております。

そのほかに東京都の意見照会文の写しを1枚配付させていただきます。

以上が事前資料の一式となっております。不足はございませんでしょうか。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

事前資料の4「説明資料」をご覧くださいと思います。

はじめに、「1 趣旨及び経緯」でございます。

本計画につきましては、東京都が実施しておりますスーパーエコタウン事業に基づいて、公募により選定された民間事業者が、大田区城南島三丁目地内に建設廃棄物のリサイクル施設を整備するもので、その施設の位置について都市計画決定する必要があります。

また、本計画の事業者は平成14年に東京都のスーパーエコタウン事業における第一次公募により選定され、平成15年に都市計画決定

し、既に平成16年9月より施設が稼働してございます。

このたび、既に稼働中の施設と隣接する敷地を同じ事業者が購入し、新たに産業廃棄物資源化施設を増築し、既存施設と一体的な処理を行うために都市計画変更しようとするものでございます。

本案件は、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、東京都知事より大田区長へ意見照会があったため諮問したものでございます。

続きまして、「2 位置」でございます。事前資料2の総括図をご覧くださいと思います。

今回、産業廃棄物資源化施設を都市計画変更しようとする箇所を示したものでございます。本案件の位置は赤色で示された位置、大田区東部の臨海部、城南島三丁目地内に位置してございます。

また、本計画地の周辺の土地利用の状況といたしましては、物流・流通関連の事業所やスーパーエコタウン事業の公募により選定され、産業廃棄物資源化施設が立地しております。

今回の都市計画決定の内容を事前資料4の「3 都市計画の内容」にまとめてございます。

施設の位置を決定しようとする区域の所在でございますが、大田区城南島三丁目地内となっております。

それではまた、事前資料3「計画図」をご覧くださいと思います。

今回、施設の位置を決定しようとする区域は、この図面の中央の斜線と格子状に編掛けで明示された区域であります。内訳は既に都市計画決定している区域、斜線で示されている地域でございますが、面積は約0.9haとなっております。

続きまして、今回都市計画施設に編入する予定の区域は、格子状に網掛けされている区域でございますが、面積は約0.2haとなっております。それぞれの区域を合わせた全体の面積は約1.1haでございます。名称は、第5号城南島第2建設リサイクル施設となっております。

恐れ入りますけれども、事前資料1「計画書」をご覧くださいと思います。

今回新たに都市計画変更しようとする内容を示してございます。

番号、名称、位置及び面積に関しましては、先ほどご説明を申し上げたとおりでございます。

備考欄に関しましては、本施設の設置している機器の最大の処理能力を各機器別に記載してございます。

下段の表は今回変更しようとする内容をまとめたものでございます。まず、区域の面積が0.9haから1.1haと0.2ha増える計画となっております。今回、増築予定の施設には、新たに廃タイルカーペット類を圧縮梱包する機器を設置する計画になっておりますので、変更事項欄に記載してございます。

本計画施設の事業内容に関しましては、ご説明したとおりでございます。

今回、増設を予定しております産業廃棄物資源化施設で取り扱う廃棄物は、オフィス等の床に使用されております、タイルカーペットと聞いております。従来このタイルカーペットはリサイクル技術が未開発のため、その大部分は最終処分として埋立てされていたものでございます。リサイクル技術の開発により、表面の繊維部分と裏面のゴム状の部分の分離が容易に可能となりました。本計画では、この分離されたタイルカーペットのうち繊維部分を再生品としてリサイクルするために施設の増築に至ったと聞いております。

続きまして、ただいまご説明をしました、計画案に対する公告・縦覧でございますが、9月11日付けの区報及び大田区のホームページにお知らせ記事を載せ、また東京都のホームページには関係資料を掲載し、9月17日から10月1日までの2週間、東京都都市整備局及び大田区まちづくり推進部にて縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

谷口会長 ありがとうございます。それでは、ご審議をお願いしたいと存じます。まず、ご質問やご意見がございましたら、どうぞご発言いただきたいと思います。

どうぞ、大竹先生。

大竹委員 じゃあ、何点が質問させていただきます。

まず、今回0.2haの増築ということなんですが、これができる

ことによって、一つは環境に与える影響というのはどのように考えているのか。それをまず1点お聞きします。

管 幹 事 要するに、0.2ha 増えることよっての環境はどうかというご質問だと思います。今回の増築が環境影響評価の対象となる産業廃棄物処理施設であるかということが一つは問われるかだと思います。その基準でございますけれども、新設の場合は敷地面積が9,000㎡以上、または建築物延べ床面積が3,000㎡以上の施設となっております。

増設の場合でございますが、増加する敷地面積が4,500㎡以上かつ増設後の敷地面積が9,000㎡以上、または増加する建築面積が1,500㎡以上かつ増設後の建築面積が3,000㎡以上の施設、こういうふうになってございます。

今回ご提案している内容については、対象外となっておりますので、環境影響評価については実施していないと、こういう状況だと思います。

大 竹 委 員 それで、今のお答えから二つまた聞きたいんですが。一つは、そうは言いつつも環境に与える影響というのはあるんで、そこら辺をどう考えているのか。

もう1点は、今回1.1ha になるわけですね。それであと、これは増築の部分だと、先ほど4,500㎡でしたっけ、ということだったんですが。じゃあ、実際はもとの建物ありますよね。いわゆる、これについては、アセスやられたのかどうか。当然、私が聞いたところによると、アセスをやっていないようなんです。もともとはやっていないから、当然、ここで大きくなったということは、そのアセスについて考えてもいいんじゃないかというふうに思っているんです。そこら辺の見解をお願いします。

管 幹 事 もとの施設のアセスのご質問ですけれども、東京都のアセス条例において、やはり対象外の施設となっております。そういう面では、東京都の条例に基づいた対応にはなっていると思います。

周辺環境への影響はどうかという大竹委員のご質問でございますけれども、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づいて、事業者みずから

がその評価をして申請時にはそれを添付して提出している状況になっていると思います。

大 竹 委 員     それで、まずもとの建物でちょっと聞きたいんですが。もとの建物の面積というのはどうなんですか。先ほど、アセスの最初9,000と、建物は3,000と言われたんですけど、どうなんですか。

菅     幹     事     敷地面積が8,996㎡、それから建築面積が2,986㎡でございます。その後に18年度に増設しております。約1,333㎡が増築となっております。

大 竹 委 員     先ほどアセスについてご説明ございましたけれども、結局、新築で9,000㎡、土地ね。もともとが8,996㎡ですか、4㎡しかという話になるし。建物についても2,986㎡ですか、本当に3,000㎡に対する、わずかに下回っているというね。一つの基準のもとでアセスがあるにしても、本当にぎりぎりのところでアセスにならないような対象地になっていると。

そういうことからしましても、今回、同じ企業が増設して増やして、そのアセスの基準以上になるという部分を含めて、私はぜひその周りに与える影響について、調査をすべきだというふうに、これは意見として申し上げておきます。

それと、もう一つ、現在、ここにはスーパーエコタウンが8施設あるんですかね。ここでアセスやった施設ってあるんですか。

菅     幹     事     現在、稼働しているものは6施設でございます。しかし、先ほど大竹委員のほうからご質問の中でお答えした環境アセス対象基準について述べさせていただきました。その内容を上回る施設はございません。従いまして、アセス条例に基づく調査はしてございません。

大 竹 委 員     やはり、そういうぎりぎりのところでやっていないという部分含めてあるんですから。このスーパーエコタウンは全体10haですよね。やはり、私は前から言っているんですけども、全体が本当に施設が完備した段階で、全体として10haの、それこそこういう施設ができるわけですから、全体ができた時点で、そのアセスをやるような、そういうことについて大田区としては東京都なりに、そういう要望というのは出したことあるんですか。



管 幹 事 事務局からも確認しましたら、以前に出しているという状況だそうです。

大 竹 委 員 ですから、当然こういう施設が約10haで何社か入っているわけですから、やはりできた時点で、ぜひ東京都に行くべきだということは、何回もこういう案件出た場合にチャンスですからぜひ言っていただきたいと思います。

それと、こういう産業廃棄物処理施設は、やっぱりどうしても必要ですよ。それはわかっているんですが、ただ、このスーパーエコタウンが引き金で、結局周りで京浜島、あるいは城南島やなんかについて、こういう処理施設が、やはり工場団地の中にも進出しているんですよ、増えているんですよ。ですから、そういう引き金にやっぱりなっているんじゃないか。実際、増えていますよね、どうですか。

吉 田 幹 事 補 佐 ただいまのご質問につきましては、事務局から回答させていただきます。

現在、都市計画決定をされた施設及び建築基準法の51条施設というものがございまして、比較的処理規模の大きい施設となります。大田区の管内には全部で24施設ございます。内訳といたしましては、城南島に11、これスーパーエコタウン事業で立地された施設も含めて11です。京浜島には7施設。その他の地域で6施設。合わせまして24施設ございます。それ以外で比較的処理規模の小さい施設に関しましては、大田区の管内では全部で26業者がございまして、

今お話ししたデータは20年の4月現在のデータでございまして、東京都とではどうかという比較は、申しわけございません、定かではございません。

大 竹 委 員 そういう、やはり最終処理施設の大田区に来るという負担になりかねないという部分も含めて、これも私どもも前から言ってまいりました。ですから、そういうことも含めて、こういう施設というのは自区内処理の原則にのっとり区で、これは場所によってもいろいろありますけれども、できるところはやっぱり自区内処理の原則に立つということを進めていくということで、ぜひ要望したいと思います。

以上です。

谷口会長 ありがとうございます。

それでは、湯本先生、どうぞ。

湯本委員 区長は臨海部を大田区の可能性だという言い方をいつもして、空港が国際化をすると、ここは非常に大田区にとって重要になると言っていますね。そこに対してこういうものがさらに拡大をされていくという産廃の、廃棄物資源化施設というんですか、これがさらに拡大をされていくという動きにあるんですけど、大田区として目指している方向と今回の動きと、これは食い違っているように私には思えるんですけども、どう考えているのか、ちょっと聞かせていただきたいんですが。

秋山幹事 湯本委員からのご指名でございますので。今、お話がございました京浜島、城南島を含めた埋立て地の今後の土地利用の問題ということで、今、湯本委員からご指摘があったとおり、私もそういう危惧を持ってございまして。産業廃棄物の処理施設がどんどん増えてくるという可能性について否定できない状況にあるというのは事実でございます。

それはご承知のように、鉄鋼団地としての区内の居住地からいったん集積をするという土地利用のあり方を東京都が示した段階で、一定の役割はあったわけでありまして。ご承知のように鉄鋼不況とか工業の不況の中で、どうしても土地を手放さざるを得ないという状況の中で土地が転売されてしまうという状況になっているのが事実です。

私どもとしても、直接そういった事業者の皆さんにいろいろなアプローチをかけてお話をさせていただいてますけれども、今、ご承知のように状況としては、やはり産業廃棄物等、そういったそのできるだけ都市部に存在できない施設というのは、やっぱり島の部分に、埋立て地に行ってしまうという現実がありまして。これについては我々としては、やはり土地をきちっと純化をして土地利用の再整理をしたいという思いは持っております。

委員ご承知のように、今、臨海部の土地利用の現況調査、また再度これからお願いをして、その土地利用のあり方についても検討を

進めていこうという段階になっておりますけれども、ご承知のように羽田の国際化、そういったことも踏まえながら、埋立て地の土地利用のあり方、これを早めに我々としては方向性を出していきたい。

城南島はご承知のようにスーパーエコタウンという位置づけで、東京都のほうが具体的に進めておりますので、城南島のそのエコタウンについては、私どもは直接言及する立場ではございませんけれども、特に京浜島の鉄鋼団地の突端あたり、あるいはいろいろな工業の皆さんが進出をされた土地については、できるだけ早い段階で土地利用計画あるいは調査の結果をもとにして、どういう土地利用のあり方がいいのか、その辺を具体的に方針を出して行って、そしてすべてがまずいということではないでしょうけれども、やはり土地の純化をしていく必要があるだろうと思っています。

京浜島の中でも、ご承知のように私どもの23区で今持っていますけれども大田清掃工場もございませう。それから、私どもの資源化センターもあります。そういったものと、それからこちら側、空港側に面しているところの土地利用、こういったものをきちっと仕分けできるような体制を考えていきたいと思っていますので、今、ご指摘いただいた危惧は持っておりますし、そういったことを前提として私どもこれから施策を具体的に進めていきたいと思っています。

湯 本 委 員

それともう1点危惧するのは、まち工場、工場のまち、ものづくりのまち大田区という側面を持っていますね。ここは、言ってみれば市街地にあった工場、そういうものは生活環境とマッチできないためここに移ったという経緯がありますよね。ここで産業集積ができあがって、日本でも有数の工場集積地帯の大田区ができあがったという経緯があります。これもさらに再生をしていけるように、今、産経部が中心になって頑張っていると思うんですけれども。こういうものができて、ここにものを作る施設ができる場所が現実的に減っていくんですよね、物理的に言うと。ここに関してもこれは方向性というか、大田区が意図して進んでいこうとしている方向と私は逆行しちゃっているような気がしてならないんですね。

それともう1点言わせてもらおうと、污水处理の話で海、川にあるところに流すしかないから、都内23区のものを比較的大田区で引き

受けたり、海沿いが全部引き受けている。それと似たような話で、なぜここじゃなきゃこれがいけないのかという議論が1点あると思うんですね。これは東京都中の産廃を集めて、ここで再生をさせるという、そういう施設なんですか。どこからこの産廃が集まってくるのですか。

秋 山 幹 事      スーパーエコタウンについては、基本的には東京都の事業ということですので、東京都全体の処理ということ的前提にしてやっているわけです。じゃあ、京浜島もそうなのかというと、京浜島は、もちろん実態は東京都の都内から出ているものを処理しているという実態はあるにしても、それは大田区が意図してそういった方向性を出してやっているわけではございませんので。私どもとしては、やはり工場の存立基盤である埋立て地をしっかりと純化していきたいという思いを持っています。

ただ単に、今現実的に、先ほどお話し申し上げましたその51条但し書きあるいはその都決をとった施設というのは、これだけ今京浜島でも七つあるわけですがけれども、それに満たない小さい産廃の処理場もあるんです、現実的には。そういったものが増築をしながら51条但し書きをとりたい、あるいは都決をとりたいというお話もあるわけですね。私どもとしては、それについては基本的にそう簡単にOKということではない。やはり、先ほどお話ししましたように、埋立て地の土地利用のあり方、これをしっかりと調査をして現状を把握をし、そして今後どのように行くかというところをしっかりと、我々としては方針を出していく中で、土地利用を決めていきたいと思っています。

それから、もう一つは、先ほど言われた要するに市街地からここに持っていった。それはやはり一定の規模の工場を持っていったわけでごさいます、私どもとしては、議会でもいろいろご議論いただきましたけれども、いわゆる小零細の企業。これは住と工が存在、存地していないと、要するにいっしょにいないと基盤として成り立たない工場がたくさんあるんですね。ですから、そういった工場をどうやって守っていくかと。それは土地利用のあり方も含めて、大田区は工場を廃止していくのではなくて、工場をやっぱりきちっ

と守っていくんだと。そういった土地利用のあり方をこれからはきちっと進めてまいりたいと思っております。

湯 本 委 員 工場とそれから住宅のすみ分け、地区計画ですね、要するに。だからこういうしきり方をして、今の格好ができていると思うんですね。特に、大田区の工場の中で元気のあるところは工場の規模を拡大したいと。できれば大田区の中で拡大したいという工場が結構あるんですね。産経部ももう周知の事実で知っていると思います。そういうところに、まさに城南島というのは使っていただきたい場所であると思いますし、そういうところが使ってくれることによって雇用が増えていたり、またはものづくりのまち大田区というのが再生した元気になってくるんで、そういうサイクルができあがってくるんだと思うんですね。そして非常に私もこういう動きに対して危惧を持っています。

それとさっきの答えだと、東京都の産廃全部、全部というか、ここ1カ所じゃないでしょうけど、全般的に引き受けると。ここじゃなきゃ何でできないのかと。これは別にできますよね、どこだって。なぜここじゃなきゃできないのか。

さっき大竹委員が言っていたけども、自区内処理という発想で言えば、自分のところで、全部は可能だとは言わないですけれども、出たものはなるべく自分のところで処理しましょうという、そういう考え方に基づいていけば、物理的にできないことはないと思うんですよ。これは下水じゃない、水じゃないですから。それがなぜできないのか、ということをもっとお答えを聞きたいのと、それともう1点、こういう施設は大田区以外に何箇所こういうものがあるのかというのを聞きたいです。

菅 幹 事 まず、首都圏における施設の整備状況ですけれども、一つは東京都で言えば、今ご提案申し上げている東京臨海部城南島三丁目、それから京浜臨海部、川崎・横浜、それから千葉臨海部、埼玉県寄居町で今回のようなスーパーエコタウン事業としての施設の整備がされております。

東京都については、ここがすべてでございます。スーパーエコタウンという形で大規模の施設として持っている。失礼しました。中

中央防波堤内と城南島三丁目について持っております。それ以外東京都としてはございませんので、東京都全体のそういう大規模な部分については、ここに運ばれてきているというのが実態だろうと思います。この小さい部分は、今、副区長が申し上げたとおり産業廃棄物の処理施設もございますので、そういう対応かと。今まで平成17年度の資料を見ますと、都内の処理・処分率でございますけれども、東京都内で処理している中間処理は36.4%、最終処分は34.1%、これ以外は他県の施設で処理をしていただいていると、こういう実態がございますので、東京都内の全体としてみれば自区内処理という形であれば、どうしてもそういう施設は必要になると、こういう状況かと思えます。

湯本委員 今見ると全然数字が足りていない。都内で処理しきれていないから他県に頼んでいるというのが実態だという報告ですね。スーパーエコタウンは城南島だけ。東京都の中では城南島だけだということですね、こういう施設があるのは。

菅幹事 と、もう一つ。中央防波堤。

湯本委員 防波堤というのは、だって埋立てているわけだから。もともとどこに帰属しているわけでもないわけで。あそこは大田区の領地として主張をしているところでありましてけれども。でも、何故大田区だけ、しかも城南島で、既存からあるところへいくとだめなのかと。まさにごみの問題というのは、どこに住んでいたって、だれだってみんなごみを出すわけで、みんなが等しく分担して、それを担っていくということが当たり前だと思うんだけど、何故こういう格好になっているのかというのが非常に不満というか疑問に残る件ですね。

そういうことは大田区としては、東京都に言わなくていいんですかね。

答えられなければ結構ですけど、ぜひ言っていたきたいんですね。これおかしいんじゃないですかと、普通は思うと思うんですね。何故そういうことがなされないで、そういう話がされないで、さらに拡大だという流れになってしまっているのかという、非常にそこに疑問は持ちますね。ほかの部分もやりながら、できないから、

やり切れないから、そこでさらに拡大していくという、そういう流れになるんだったら仕方がないことだというか、やっぱりごみは当然俺たちも出すし、応分の負担というのはしなければいけないんだと思いますよ。

だけど、何故大田区だけでこれをやりながらさらにそれが拡大されるのかと。そこが理由として納得がいまいちいかないところでもあるんですね。それは東京都は何か答えているんですか。明確な答えを持っている、何でここなのかという。

中村幹事補佐 このスーパーエコタウンという事業なんですけれども、一応、先生方ご存じのとおり、産業廃棄物処理にはいろいろな施設があります。膨大な産業廃棄物の処理は、他県へ行ったり都内でやったりとかしています。その中でスーパーエコタウン事業というのは、その中でも一番最先端をいっている、実をいうと産業廃棄物のエース級のものだけを持ってきて実験的に進めている施設なんです。産業廃棄物処理施設というのは都市計画決定しなさいとは言っているんですが、基本的に民間の施設については51条で許可を下ろしています。

なぜ都市計画決定するかというと、本来は公共でやる処理施設に指定します。京浜島にあるごみ焼却場は都市計画決定をしてやっています。スーパーエコタウン、大田区が喜んで来てくれと言っているわけではないんですが、先端的な産業廃棄物のリサイクルというのは、やっぱり大きな考え方として必要な施設だろうと。その中でスーパーエコタウンというのは大変先端を行っていくものなんで、都のほうでも国のほうでも助成しながらこのエリアに対して設置していくということでございます。

湯本委員 必要じゃないとは僕は言ってないんですよ。だから必要なのはわかっているんですね。だけど、その最先端とか何だとかというのは、そんなものは方便の問題で、要するになければいけないけれど、でも好んで来てもらう施設でないということは、これはもうみんな一致している考えなんですよ。

だったら、そういうすばらしい施設だったら、他区にだってつくればいいんじゃないですか。何で大田区に全部集中させる必要があ

るの。すばらしいものだし、すばらしい施設で必要なものだったら、他区にだってそういうものを造っていけばいいでしょう。何故ここで拡大していくという方向になるのか、そこを言っているわけですよ。

大田区の立場としたら、それはちょっと違うんじゃないのと。ごみは等しく出すんだから、応分負担をみんながするように考えて配置していくのが当然でしょうということを言っているわけです。何故、城南島だけに集中するのかという、そういうことを言っているんですよ。それに対して、大田区としてきちっと言ってもらいたいと思っているし、東京都として考えがあるのなら聞かせてもらいたいと、そういうことです。

佐藤幹事 今、湯本先生がおっしゃっている部分も確かにございます。大田区がこの城南島をスーパーエコタウンという形で集結したのは、東京都全体の中でやりたいというのは、やはり大田区としても先ほど申し上げたように、ぜひ来てくださいと、こういう話でやったわけではなくて、しぶしぶそういった意味では協力してきたという経過がございます。

ただ、おっしゃるように、では今後こういったものを大田区これからずっとやっていくのかと言えば、あとはそういうことにはつながらないと思いますので、今日のお話はまた東京都のほうに伝えていきたいと思っております。

湯本委員 それと、もう1個確認したいのは、これは今、拡張という話だけれども、もとの部分が出るときにどんな意見出たんですか、賛成して、いいんじゃないかという話で出来上がったのか、いろいろ議論がある中で仕方なくこれをじゃあ造っていこうという話になったのか。この経緯がすごく大事だと思うんです。それはどうなんですか。

中村幹事補佐 前回のこのリサイクル施設ができたときには、付帯意見として入っております。これはスーパーエコタウン事業に係る交通車両の影響が城南島京浜公園の利用者に対して、極力少なくなるように配慮されたいということで付しております。

湯本委員 その最後の文章だけじゃなくて、議論している過程の中でどう



いう意見が出ていたのかというところを聞きたいんです。

中村幹事補佐 この意見だけだと思います。

湯本委員 それじゃ、車両の問題だけで、あとは大して問題にならなかったということですか。

中村幹事補佐 そのとおりです。

湯本委員 じゃあ、改めてこの場で言うておきますけれども、別にこんなもん好んで入れたいと思っている大田区民というか、大田区議会議員じゃないよということはあえて言うておきます。こんなものをこれからも城南島にどんどん拡大をしていくという方向に対しては、これは大田区としてはちゃんと言ってもらわないと困ります。何でも全部、私たちが引き受けなければいけないんだという。私たちが受ける義務もあるし、それからやっていかなければいけない事業の一つではあるし、大切なものだとは思っているけれども、これはみんな分担することでしょう。それぐらいのことは何のために東京都があるのと言いたくなりますね、そこまでいくと。全体の調整をとるために東京都という機能があるんでしょう。だったら、きちんと分配して配備してくださいよ。1点に全部負担をかけるというのは、これおかしいよ。ということをあえてひと言要望として、そして強く言うてくださいということをお願いして終わります。

谷口会長 ありがとうございます。

どうぞ。

秋山幹事 ちょっと、もしかすると誤解があるかもしれませんが。スーパーエコタウンというのはもう一定のエリアが決まっています。要するに分譲はほとんど終わっている状況なんですけれども、実は、どうしても進出が途中でできなくなって撤退した業者の方もいるという状況の中で、これ以上そのエリアが広がるということはないんですね。もう既に分譲全部終わっていますけれども、そのうち先ほど申し上げた2カ所が残っているのかな。あとは一応、全部分譲されています。それぞれの企業が予定をもって来年、再来年ということで、これからそれぞれの工場を造るという形になっています。それも先ほどお話ししたスーパーエコタウンという名のもとに、かなりハイテクな技術力を持った事業者が実験的

な形で東京都が誘致をしてやっているというのが実態でございます。ですから、エリアがこれ以上広がるということはありません。

ただ、大田区としても、これは黙って、先ほど佐藤幹事からも申し上げましたけれども、黙ってずっと見ていたわけではなくて、それなりに区としての思いは伝えてきたつもりでございますし、今、先生いろいろとお話ありました状況についてはきっちりと、大田区としてこういう意見もあるということについては伝えていきたいというふうに思います。

谷口会長 よろしゅうございますか。

それでは、小篠先生。

小篠委員 あんまり知識はないんですけど、まずご質問からしたいんですけど。新聞か何かで見た限りでは、この産業廃棄物がかなりですが減ってきていると。つまりプラスチックだとか新聞だとかそういうものを海外で、中国とかそういうところで相当買ってしまって、処理施設そのものがそんなにフル稼働しているという状況ではないというようなことを一つ読んだんですが、それとの絡みで、どうしてそれにも係わらずこういう施設がどんどん増えるのかということ、ちょっと知りたいなと思っているんです。

それから、もう一つですね、この施設というものはどんどん進化して、化学的処理とかそういうものも、まちの中でもできるような部分も出てきているんじゃないかと思うんですね。そうすると、先ほどの意見にもありましたように、やはりこの自分の区で発生したごみについては、自分の区の中で処理すると。できるものは、やむを得ないものはしょうがないとしても、自分の区の中で処理すること、これをそれぞれ考えるべきじゃないかと。何で大田区が全部これを引き受けているのかと。

それから、東京都に意見を言うと言うんですが、通用する意見としてどういう形でだれがこの問題について東京都に意見を発信しているのかということですね。その辺をちょっと知りたいのですが。

秋山幹事 前段のごみの問題でございます。産業廃棄物と通常の生活の中で出てくるごみとは若干違いますので、その辺をちょっとご説明を申し上げたいと思います。

今、清掃工場では通常家庭から出るごみ、そういったものは生活ごみということで工場で燃やしたり処理をしております。それは一般的に選別等が出てきているということで、ごみの量が減っているのは事実でございます。そういった意味では、今ごみをプラも含めて、サーマルリサイクルということで、新たな方策でごみを燃やしております。

そういった形でやっていますので、ごみの量としては確かに、いわゆる、家庭から出てくる生活ごみというのは減っているのは事実でございます。産業廃棄物というのはそれに当たらないものでございますので、これは清掃工場に持っていくわけじゃなくて、いろいろとその処理をしながら埋立てをしたりとか、再利用したりとかいうことをしているものでございますので、産業廃棄物そのものが減っているという事実ではございませんので。

要するに、今までただ単に捨てていたものを、今度は再利用できるような仕組みをしようということで、今回の施設もタイルカーペットの上の部分と下の部分を分けて、上の部分は再利用すると、そういった方向でやっておりますので、その辺が違ふということだけちょっとご理解いただきたいと思います。

谷 口 会 長 小篠先生の後段の。

菅 幹 事 東京都に対する意見ということについては、今までは付帯意見という形で付けて、要するに東京都に回答していると、こういう形になろうと思います。

小 篠 委 員 それで効き目があるんでしょうか。やはりもうちょっと、ただ条件を付けるとか、簡単に意見を付けるとかいうレベルでは、結局東京都を説得することはできないだろうと思うんですよ。だから、その辺をもうちょっと工夫できないのかなと。区議会とかですね、やはり、もうちょっと力のある意見を出さないと、いつでも押されて受け入れざるを得ないということになってしまうんじゃないかと思うんですね。

だから、各区でできる処理施設も造れると思うんですね。そんなに煙を出したりにおいを出したりという設備ばかりじゃないんで。近代化している設備については、区内でもやはりできないところば

かりではないと。土地がないということもあるのかもしれませんがけれども。その辺について、もう少し大田区としては力のある意見を出してほしいなという感じがいたしております。

菅 幹 事 今回、都市計画審議会にお諮りしている中身については、東京都の都市計画審議会にかけるために、東京都から大田区長に都市計画法に基づく意見を求められた。その意見をどういうふうにするかということで、都市計画審議会に諮問としてお諮りしています。

スーパーエコタウンについては、先ほどから副区長なり部長のほうからもお答え申し上げましたけれども、東京都の事業として対応していると、こういう部分ですから、それに対して大田区が良いのか悪いのかと、問われていると思います。

今までですとある程度の付帯意見をつけて意見を述べていると、こういう流れだと思えます。

小 篠 委 員 もう一つ伺いますけれども、その付帯意見に対して、どの程度の真剣な対応で東京都はこたえてきているのでしょうか。

菅 幹 事 法に基づく意見を求めてきているわけですから、大田区の意見というのは、それなりに過去においても尊重されているというふうに理解しております。

湯 本 委 員 事実は、どう尊重されたのか、細かいところは。

中 村 幹 事 補 佐 前は、「スーパーエコタウン事業全体に係る環境影響調査を早急に実施し、その調査結果を速やかに公表されたい。」と付帯意見を付けました。

東京都は、「全体としての環境影響調査は法的には必要ない。」という回答を都の審議会で言っているんですが、区の意向も踏まえて、完全ではないが、スーパーエコタウン内の各社でやっている粉じんですとか交通量ですとか振動というものの数値を、東京都環境局のホームページの中で載せるようになりました。大田区の意見を100%ではないけれどもこういう形で載せてもらいました。

ただ、区のほうとしましても、それだけではやはりまだまだ足りないので、最終的には環境影響調査を行ってほしいと要求しております。

谷 口 会 長 よろしいですか。

それじゃあ、河津先生どうぞ。

河 津 委 員 今、湯本委員が言ったように、何で大田区がやらなくちゃいけないのというのは、もう大田区60万区民も単純にそういうふうに疑問を持つものだと思うんですね。かつて今から前の都知事のために、大田区に産業廃棄物の施設を入れるときに大問題があった。そして知事が大田区役所に来て、頼むよと頭を下げたから、あのときに最初に許可を下ろすような形の発端ができあがったという経緯を私は経験しているんだけど。そのかわり車の量も多くなるし、そして緑を多く植栽して、そして騒音をまき散らさないようにして交通制限をああする、こうすると理想を述べたけれど、何も最終的には行っていないなというのが僕の実感ですね。ああ、また二度目のあの熱湯を飲まされるときがきているなということも、それは感じるものの一つ。

そういうことの中から、やっぱりこれはバーターで、うちがやるんだったら、これは必ずやってくれよというその取引の材料というのを、ごっつい話になるけれども、ある程度はっきり明言したいなという気がするんですよ。いつもいつもいい子いい子でやっていくことは、私は反対。

だから、大田区は例えば今は羽田空港の問題についていろいろな譲歩を国と都との交渉ごとがあるけれども、そういうことでもやはり、ある種の大田区の区民が納得するようなものを引っ張り出すようなものにまで展開させたいなという気持ちはあります。

それで一つ、この現場に戻るけれど、0.9haからこの0.2haプラスするということは、事業拡張のために必要なんですか。それだけまず1回聞いておきます。

菅 幹 事 平成16年に第1次公募で今回の業者が選定されました。今回の部分については、その当時はいろいろな技術論を含めまして、要するにゴムとカーペットの繊維を再処理する処理能力の問題から、なかなか対応できないということで、その当時は計画に入っていなかった。

今回、機械の技術力も向上したということで先ほどご説明を申し

たとおり、カーペット類の再処理が可能なことから、その部分をこのスーパーエコタウンの中で処理をしていきたいということで、2次公募に応募してきたということです。現在処理している項目とは違う内容になってございます。

河津委員　そうすると、やはり事業拡張ということですよ。もう既に4年の経験があって、それを踏まえてのこと。そうなってくると、今は前面道路が一方だけじゃないですか。今度の0.2haを拡張することによって、その当該敷地は2方向の道路に面することになりますよね。そうすると建築基準法上の特典があるじゃないですか。建ぺい率、容積あるじゃないですか。

私は、こういう特典を目指してね、じゃあ、そうじゃなくてこれで言うと40のほうに拡張だってあったんじゃないかなと思うんだけど、この41のほうの三角のほうにして、2方向道路に面するほうに拡張したというのは、やはり建ぺい率等の有用性を目いっぱい使えることが可能なわけですね、建築基準法上でいくと。だけど、私はこれから言いたいということは、環境とか景観、そういう哲学を企業者は持ってもらいたいと思うんです。

ごみの山だから、見たとおりのごみで良いというのではなくて、ごみの山行ったけど、すばらしい口マンを感じるタウンだったよと言うようになるように。そういうふうにならないと、やっぱり近隣の大田区民は、いつまでもそういう環境を持ってきてもらったんじゃないやだよという言葉が反語となって返ってくると思うんですよ。

だから、その建築基準法の有利になった部分を目いっぱい使って、作業だけのカーペットをゴムと布と外すためのことで事業拡張をやるということだけであったのでは、私はやはり困ると。

よって、その景観とか、やはりそういうものを。ここは海からどの程度見えるのかわからないけれど、2方向道路となったら少なくともそこを通る車からは景観というものは意識せざるをならないと思うんだけど、そういうことをやはり企業者は、これからの企業者は特にそのことを頭に入れて事業拡張、そういうものにしてもらいたいと思うんですけれど。そういうこと、その事業者に言えますか。

中村幹事補佐 2方向ですから角地の緩和というのがございまして、建ぺい率が本当は1割緩和になる土地になります。ここは法定、建ぺい60%で容積200%というところですが、増築しましても建ぺい率は40%しか使っていません。ですから委員のご心配になっている、角地になって増築したんじゃないかという話で、より大きくなったのかというと、そうではなくてそれほど大きな建物は建っておりません。増築後の建ぺいが4割で、それで延べ床でも100%ぐらいの建物でして。基本的に言うと、ストックヤード、車の置いておくスペースが多く占めているような土地利用になっております。

河津委員 わかりました。一つ、その景観という問題について、工業団地だから工業でいい、ごみの山だからごみでいいということでは決してないような、その企業家の方には伝えていただきたい、それを要望しておきます。

岸田委員 基本的なことをお聞きしたいんですけども。これは東京都都市計画審議会にかける前提として、今大田区の意見を聞いているんですね。やっぱり意見としては環境とかそういうこと、景観とか、今、河津委員も言われたんですけども、景観の視点とか考えるとあまり賛成じゃないような意見が多いわけですけども。

例えばの話ですよ。じゃあ、大田区はこの計画に対しては賛成しないというような意見を言った場合に、東京都としてどういう形になりますか。ちょっと教えてください。

中村幹事補佐 今回は、いわゆる東京都の決定でございまして、区のほうについては意見照会が来ているというのが現状でして。その意見について今お諮りしている状態です。

大田区としてこれ反対ですという場合になりますと、都のほうで審議会をかけた、地元区は反対ですという意見はつきますけれども、それによって都のほうはどうするかというと、都のほうの審議会の判断で決定ということになると思います。

岸田委員 そういことですか。そうすると、結局ここで反対しても東京都の決定によって、これはもうスーパーエコタウン事業が東京都としてあるわけですから、そういう形の中で進んでいくということ

すよね。

だから、やっぱりそうなる就先ほどから皆さん方が言われているように、大田区としての意見をきちっと言うということですよ。なんかちょこちょこっと言うんじゃないくて、はっきりとやっぱり大田区の立場は立場として主張していくということが必要だろうと思います。

それともう1点は、今、ここで机上で議論しているんですけども、既にもうこの増築ですか、される現場に行かれた方もいらっしゃると思うんですけど。私はやっぱり実態を知った上で、このメンバーで一度現場に行って、もっと実態を調査してくるというのも一つの手かなと。それともうちょっと詳しく事業者の方にも聞かせていただくというのも必要なのかなというような、そんなことを思っております。これは意見です。

谷口会長 ありがとうございます。

それでは、富田先生どうぞ。

富田委員 なかなか話が難しい状況になっていると思うんですが。いつもいつも、私も実は21年間議会にいて、また私、計画審議会の委員になったのも2度目なんですけれども。いる経験上、やはり大田区は都市計画上、この反対という立場をたぶんとったことはほとんどないんじゃないのかなというふうに思っております。付帯意見はつけるけれども、結果的に東京都のほうはどれだけの考慮をしてくれたかというのがほとんど見えなかったというのが歴史だったような気がします。この産廃に限らず汚水処理の関係、下水道の関係とかも膨大な面積で大田区に存在しているのが現実でございます。

そんなことを考えると、これは意見をきちっと言えということですから、意見を言うということは、これは反対だよという以外、今回のこの雰囲気を見ると、そういう意見にならざるを得ないのかなというふうな気がしております。

いつもいつも、例えば今のこのリサイクル施設が0.9haがプラス0.2haで1.1ha。ここだけとればそれほどのことはないんじゃないかという感じで、しかもリサイクル施設、これは大都市にとっては絶対必要なものだという観点からいくと、どっかが引き受けさ



るを得ないということで。引き受けた上で、賛成した上で意見を言うという形をとってきたんですが、これはちょっとやはり今皆さんがおっしゃっているように、きわめて私は弱いなというふうに思っております。最終的にどういうふうにおまとめになるかわかりませんが、その辺を考慮して、やはり。大田区がどんな付帯条件をつけようと、要するに賛成ですというか、了承いたしますという話になると、これはもうそこがメインになってしまうんですね。それで終わってしまうと思いますので、これからのまとめをどうされるか、また拝見したいなと思います。

谷口会長　ほかに議会関係の先生方よろしゅうございますでしょうか。どうぞ。

勝亦委員　ほとんどの委員の方が反対という感じで、そっちの方向で意見が言われているんじゃないかなと思います。でも、最終的には反対しても、東京都の都計審の部分に従うしかないんじゃないかなというふうに、先ほどの説明ではあったので。先ほどどなたか言われてましたけれども。羽田空港の跡地の部分とか、そういったものをもう少し、この了承するかわりに、そちらのほうを何とかしてほしいということ、別の角度ですけれども、要望したりとかですね。そういった形がいいんじゃないかなというふうに私は思います。

秋山幹事　都市計画審議会の中では、諮問を受けたものをどうするかということ、今日ご判断をいただくということになります。それが審議未了になるのか不許可ということになるのか、それはこれからご審議いただきたいと思います。

ただ、大田区としては埋立て地の問題、空港の跡地の問題も含めて、土地利用についてきちっと東京都に対して意見を言っていくということ、十分考えております。ただ、それは行政だけの問題ではなくて、大田区全体の問題として議会を挙げてご協力いただきながら、一定の方向について東京都に対してものを言っていくというふうに思っておりますので、その際にはぜひご協力いただきたいというふうに思います。

河津委員　最後、私はこういう要望をしたいんだよね。例えば国の土地を都が買って大田区に無償で貸すとかね。審議会だからそれはできな

いと今おっしゃられるけれども、それだとか357だって途中でとまっちゃっててさ、そのために交通渋滞があるとかそういう問題。それから仲池上あたりで人がおぼれると蒲田まで流れてきてしまうような呑川の問題だとか、いろいろなものがみんな目黒とか世田谷を早く下水直してくれなかったら、大田区にはそういうものが全部どん詰まりにあるんだよというのを、やっぱりバーターとしてそういう意見が出ていたということぐらいは、やはりこの審議会ではそういうことを言えないけれども、底辺にはそれがあるから、吹き出物みたいにばたばたこういうのが出たんだということ、きちんとやはり伝えてほしいです。

以上。

谷口会長 それでは、湯本先生が先でございましたので、どうぞ。

湯本委員 ありがとうございます。これは今日ごみの産廃のことについての議論だから、産廃のことについて言いますけれども、応分負担をしると。きちっとそういう動きをしたら、それはうちとしても納得いくと。だけど、うちだけ1点集中は納得いけないということが大事なことだと思うんで、そこをちゃんと言ってもらいたいです。

だから、その動きをあなたたちしないで、全部こっちに引き受けさせるというその姿勢が違うんだろうってね。確かに言ってみればこれ0.2ですよ、0.2haだけの話だから大した話じゃないということかもしれないけれども、問題は姿勢だと思うんですね。今後、どうやっていこうかという姿勢が見えないで、このまま拡張という流れに行かれると、全部、今後うちで引き受けなきゃいけないという。限度は決まっているという副区長の話がありましたけれども、限度目いっぱいこれ全部やるのかという話になってきますから、そこを私は言いたいわけで、そこをきちっと言ってもらいたいです。

各区でごみに対しての問題意識を持ってもらいたいというね。うちだけ引き受けて、あとうち関係ないから、大田区が引き受けてくれているみたいだからそれでいいじゃないかと、それ自体が意識として間違っていると思うんですね。各区でちゃんと意識を持ってもらうように、都として計画をきちっとやってくださいと。大田区はゴミ捨て場じゃないんだよということを持ってもらいたいです。

谷口会長 それでは、どうぞ、岸田先生。

岸田委員 1点だけちょっと確認をしておきたいんですけれど。秋山副区長がいらっしゃいますから。区としては、大田区の意見を言っているというふうに言われましたけれども、具体的にこの問題を大田区としてどう考えているのかということをお聞きしたいんです。今後、この問題について。今、言っているという話だけど、ちょっと非常に抽象的だから、大田区の立場としてどう考えているか。

谷口会長 じゃあ、副区長どうぞ。

秋山幹事 この問題というのは、ごみの問題ということで、スーパーエコタウンということの問題ということでよろしいですか。

スーパーエコタウンの事業につきましては、先ほど申し上げましたように、一定のエリアをもう東京都が決めて、この中にそういったリサイクルの施設、あるいは先端的な技術を持っている事業者を誘致しようという事業として進めて来ていて、さっきお話したように、まだ全部が稼働していないという状況でございます。

これに対しては、先ほど来お話申し上げているように、個別のアクセスはないけれども、全体としてやっぱりアクセスが必要だということは、東京都に対しても何度も申し入れしていますし、付帯の事項として、そういったものも一応つけて回答していますので、またそういうスタンスはずっと持っていきたいということでございます。

ですから、私どもとしては、こういったことについても既に事業化されていることだから、すべて容認するというのではなくて、その案件ごとに、またこういう形で審議を当然していただくわけでございます。そのときに付帯意見としてはきちっと挙げていかなければいけないし、全体としてのアクセスの問題については、やっぱり全体としてできあがった時点ではやってほしいという申し入れは、これからもしていきたいなということでございます。

岸田委員 そうすると、今の聞いていると、原則としては受け入れるというふうに聞こえるんですね。受け入れて、なおかつそれについて付帯意見をつけていくというふうに聞こえるんですけど。今、各委員の言われたこととちょっと方向性が違うんじゃないかなという気がしたんですね。ちょっとそれで今、大田区としての方向性をお聞

きしたんですけど。それでやっぱり今後少し、大田区の中で議論しておく必要があるんじゃないかなと、これはちょっと私の感覚ですよ、意見として申し上げておきます。

谷 口 会 長      どうぞ。

秋 山 幹 事      受け入れる、受け入れないという話ではなくて、東京都が事業を進めている中で、大田区としては必要な意見を言っていきたいということでございまして、受け入れる前提で意見を言っていくということではなくて、審議会で皆さんご意見、いろいろと今日の意見ももしかすると、いや、認めないよという話になるかもしれませんがけれども、そういったことを踏まえながら、私どもとしては大田区のスタンスをきちっと相手に対しては申し入れをしていきたいということでございますので。受け入れることを前提としてということとは考えてございません。

ただ、東京都が進めている事業について、私どもとしては言える範囲のことは言っていきたいということでございますので、大田区がだめだと言ったから、じゃあその事業がとまるかということ、なかなかそうもいかないのかなというふうには思っております。

ですから、むしろそういった意味では、皆さん、先生方いろいろとご意見いただきましたけれども、大田区としては付帯要件をきちっとつけて、こういうことでやってよねと言ったほうがいいのかというふうにも思いますけれども、それは何もかも今お話申し上げたように受け入れを前提ということではなくて、こういったことがあるという事実を踏まえながら、大田区としての意見を述べていきたいというふうに思っています。

谷 口 会 長      よろしゅうございますか。

どうぞ、小篠先生。

小 篠 委 員      この審議会で出た意見ですよ。その速記をとっておられるようだけでも。こういうものも持った上で、区として審議会で意見が出ているんだということを示して、それも含めて区のほうで対応していただくということができないのかなという。そうしないと、どうしても区の立場だけだとどうしてもものが言いにくい部分があると思うんですね。その点いかがなんでしょうか。

菅 幹 事 先ほどもちょっとご説明申し上げましたけれども、東京都の都市計画審議会で決定するために、東京都知事から大田区長にこの都市計画に基づく内容についての意見を求められた。大田区としては大田区の都市計画審議会に区長が諮問をして、先生方からご意見をいただいて決めると。そのことを東京都に意見として提出する、こういう中身ですので、速記録を添付してという話にはならないのかなと思いますね。

谷 口 会 長 よろしゅうございますか。

それでは、まだ、もしご意見がいただければと思いますけど。

志 水 委 員 先ほどから出ているこの案件ですね、この案件をノーと言うか、イエスと言うか別にして。あと今後将来的になし崩しのやられないような方策として、今回かなり強い姿勢で臨むということがあってもいいのじゃないかと思うのですが。

ただ、その前提として、この案件が将来の長期的な東京のその産廃の処理の量ですね、これは大体何%ぐらいになっているのかと。それが例えば10%ぐらいなら、大田区ぐらいで負担しても少しは割り増しになるかもしれないけど、20%も大田区で負担しろというのはおかしいじゃないかというふうな、そういう判断の根拠が東京都でどういうふうを考えているのか。それを見せてもらうことが、もう少しリアルな議論ができるんじゃないでしょうか。

ですから、この問題をイエスかノーかというよりは、その将来の全体的な展望の中で、大田区はどのくらい負担しても良いよという議論を一方では考えておく必要があるという気がいたしております。

谷 口 会 長 そういうご意見ですね。

ほかには。もし、できましたら、この審議会の委員として学識経験者の立場で池添先生がご出席いただいておりますので、この区の審議会の委員のお立場でもしご意見ございましたら、承りたいと思います。よろしいでしょうか。

池 添 委 員 私は大田区に住んでいないもんですから、大田区の立場としてということではなくて、都市計画審議会の委員として、また各区の都市計画審議会の委員として、ちょっと私は思うんですけれども、この審議会というのは、やはり東京都の審議会と違いまして、東京

都は東京都全体のことを考えて審議していろいろな結論を出すという形になろうと。ところが、その問題と大田区で出した結論とがバッティングする場合というのは相当あると思います。

今までの先生のお話方聞いてみると、確かに大田区としてはマイナスの面ばかりがあるじゃないかというようなご意見でございます。しかし、この東京都というところは、大田区だけでも60何万人。私は練馬区に住んでいるんですけど、練馬区だけでも68万人というような人口があります。その人口が練馬区だけで生活し、生きていけるかという、そういうふうにはならないわけですね。これはごみの問題だけじゃなくて、いろいろ経済の問題もあるし、買い物の問題もあるし、あるいは道路の問題、あるいは公園の問題いろいろございます。私、練馬区に住んでいるから、じゃあ新宿御苑に行っちゃいけないのかと、こういうような形になったら、これは大変なことになります。これはもうすべての問題で、東京都の都市計画に関連しております。

だから、やはり東京都としても23区全体、あるいは市町村も含めて全体の都市計画を考えながら、いろいろな提案をしたり計画を練ったりしなきゃならない立場にあると思います。その際、各区や各市の意見を聞いて、審議会で各意見を聞いておりますんで、正直にその意見として言うのが我々の立場だと思います。

ただ、大田区を愛するあまり、大田区に都合の悪いことは一つもだめですよというような形になると、これは採用するかしないかは先ほど事務局のほうでお話になったとおりで、それとは違います。

ですから、過去にごみ戦争というのがございまして、杉並のごみ工場を建てるときに、絶対だめだと言って杉並区がずいぶん頑張った場合があります。そのときに江東区さんが杉並区のごみを一切、じゃあ入れないよというような形で、各区が区同士で戦争するような形になって、杉並区にごみが山積みになっちゃったという事件がございます。

こういうことがありますんで、私どもはごみ問題にかかわらず、緑地の問題とか何だというのは、本当に。特に道路問題なんかでも、この道路を通すと大田区の交通が混雑するから通さないでくれと。

環7は途中でストップさせると、こういうようなことを言っちゃったら、東京都の都市計画は全然全滅しちゃいます。

それじゃあ、この大田区の都市計画審議会はどういう位置づけになるかという、今回の問題についても、このリサイクル施設の工場が大田区の現在に住んでいる住民の方にどういうデメリットがあるのか、それからどういう利点があるのか。あるいは利点は全然なくても、東京都全体の都市計画の中で重大な位置づけを持っているやつだけれども、大田区としてはこんなに打撃的な影響があるから、これには反対だと。これならば私は、この大田区の都市計画審議会としての主張を何とか正当に主張できると思う。

ただ、現在の大田区の住民にあまり影響がないのに、東京都に大打撃を与えるような反対であるという、説得力がものすごくなくなるんじゃないかと。じゃあ、そういうことを言って、そういう説得力がないことをあまりにも強く主張すると、今度は大田区の人はずちに来てもらっては困るとか、ここで遊んでもらっては困るとか、この緑地へ来ないでくれとか、いろいろな形を言われたときに、理論上何かお返しすることができないという形になるんです。

従いまして、私はこの審議会では、こういう施設がこういうふうな都市計画の意見を聞いたときに、これは大田区民にとってこんだけのデメリットがある、こんだけの打撃があるんだということが真実ならば、そのデータを添えて、だから反対ですと、こういうふうな意見をしないと、私どもの存在の意味を問われるんじゃないかなと。

ちょっと先生方には失礼な言い方かもしれないですけども、そういう考え方でおりますんで。我が審議会として、こういう結論が出ましたという形をそのまま、その意見として東京都に出すんですけども、そのときにそういう大田区としては困るという形の理由ですね、それをしっかり添えて出すような形が一番いいと思っています。

谷口会長 ありがとうございました。

どうぞ。湯本先生。

湯本委員 池添先生の話聞いて、それはそれで一部そのとおりだと思う

んですね。まったく大田区は負担しないという、そういう理屈は成り立たない。大田区民だって大田区だっごみは、産廃出るわけだから、それはきちっとしなきゃいけないし、東京都全体の中でまったくこれはうちがやらなかったら全部どうにもならないという話だったら、それも困っちゃうし。だから、今のところをなくせと言っているわけでもなくて、もう既に負担をしているわけで。だけど、何でうちだけが負担をさせられるの。みんながごみを出すんだから、みんなで分担していきましょうよと。それは私たちは一部はもう責任を負っている。さっき30何%と言ってましたよね、東京都のごみの出る量の産廃の中で。だから、負担をしているものは負担をしていると。

ただ、デメリットというのは何かというと、一つは大田区が今進めているまち工場の再生ですね。ものづくりができるまちをもう一回再構築しようということで、今、大田区の方針としてやっているんです。それともう一件は、羽田空港が国際化したときに、この臨海部というのは種地になると。種地になると大田区の新しい顔をもっと作り上げていくんだという計画を、これはもう20年前からですね。跡地を買う、買わないという話をしているころから、こういう議論があったわけですね。

特に今、跡地が利用できる面積が少なくなったような、この臨海部は非常に貴重な種地だという位置づけ、これは多くの人が持っていると思うんですね。それ故に、このまま拡張されて、ここに1点集中されてしまったら困るじゃないかと。

だから、私はその何も大田区のエゴだけでもものを言っているとは思ってないんですね、負担するものは負担していますし。ただ、ほかの区でも、きちっと負担してもらえよう動きをとってもらわなきゃ困りますよと、そこは私は言っていきたいという。別に私はわがままと、だからちょっと思えないですよということ、これはあくまで私の意見なんですけれども。

谷口会長　まとめ役としては、さらに議論を進めなければと思っておりますけれども。この案件に関して東京都へのお答えはいつまででしょうか。要するに、これを東京都にお返しする。



中村幹事補佐 10月31日までです。

谷口会長 31日まで。それでもう一度。審議未了のままもう一度それに間に合うような形で、かつこれが基本的にはやはり、東京都からの諮問でございますので、それに答えるような状況、そして特に大変貴重なご意見たくさん出していただいております。かなり基本的な問題も含めて出していただいているので、付帯意見をつけてお答えをするという方向。ただ、付帯意見をどういう形で出すかということが、私の場合はやはり非常に大事じゃないかというふうにも感じておりますけれども、そういうことで。やっぱり、これは事務局としても、それは基本なお考えが副区長からもお話がございましたとおりでございましたし、事務局からのご意見もございますから、何らかの形でこれを通すという方向で。

菅幹事 事務局ももう少しご助言申し上げる内容について統一したいと思っておりますので、少し時間を5分ぐらいいただけないでしょうか。

谷口会長 それじゃあ、そういうときは、これはこういう経過は私、この委員会ははじめから百何回出席させていただいていてこういう事態が出たのはたしかそんなになかったかと。

中村幹事補佐 全然なかったわけじゃございませんので。一度とめる形でお願いします。

菅幹事 会長、5分ぐらいちょっと休憩で時間をいただいてもいいですか。

谷口会長 じゃあ、5分休憩という形にさせていただきます。よろしゅうございますか。それじゃあ、事務局ちょっと、お願いいたします。

午後3時27分休憩

午後3時32分再開

谷口会長 それでは、都市計画審議会を再開させていただきます。

お待たせいたしましたけれども、これから大変貴重なご意見を賜りましたことをまずお礼申し上げようと思ひまして。私の体験でもこういうことは非常に少ない例でございましたけれども、やはり時代の変化の中でそういう局面が出てくることは、非常にまた私自身も教えられたという感でございます。

このたびのことに関しましては、いろいろなご意見が出たといういろいろな状況の中で、賛否をまず最初にとらせていただきます。

それは挙手で賛否をとらせていただきたいと思います。

そして、否であれば、それはそのままの形で大田区長へ答申するということでございます。

また、賛否の結果として可であっても、やはり当然付帯意見としての様々なことがやはり本日いただいた先生方の貴重なご意見がございますから、それについては全体として非常に大きな課題も含めながら、事務局としては付帯意見を作っていただくというような手続で今回を締めくくりたいと思いますが、そういう手続でよろしゅうございますでしょうか。ですから、まず賛否を挙手で、この進めさせていただくといういうことでお諮りしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷口会長 では、この議題に関して賛成であるか反対であるかを挙手でお諮りいたしたいと思いますが、よろしゅうございますね。それでは賛成の方は挙手をお願い申し上げたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(賛成少数)

谷口会長 6名。そうすると、どういう結果ですか。

菅幹事 反対者。保留者がいるかもしれませんから。

谷口会長 それじゃあ、反対の方、ぜひ。

(反対多数)

谷口会長 8名。そうしますと今日の出席数として。

中村幹事補佐 14名出席でございます。過半数8でございますので反対になります。

菅幹事 反対が成立しました。

谷口会長 わかりました。それでは、反対という形で大田区長のほうには答申をさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷口会長 じゃあ、事務局お認めいただけましたでしょうか。そういう手続上の問題を含めて。ということで、よろしくお願い申し上げたいと思います。

ほかに、それでは事務的なことで、どうぞ。

菅 幹 事 それでは、次回の審議会の日程についてご案内申し上げます。  
日時は12月19日金曜日、午後2時から。場所は本庁舎、同じ場所の  
201～203会議室です。議題の内容については、「東京都市計画都市  
高速鉄道第一号線本線の変更について」ご審議いただく予定でござ  
います。

私のほうからは以上でございます。

谷 口 会 長 どうぞ。

大 竹 委 員 今、反対ということでございますが、付帯意見についてまとめ  
るとい話ございましたよね。

谷 口 会 長 意見はノーの場合は付帯意見はつけません。イエスという場合  
にはつけるというふうに申し上げたつもりでございます。

大 竹 委 員 わかりました。

湯 本 委 員 ただ、反対は何で反対なのというふうに聞かれますので。

菅 幹 事 都へは、反対というご審議をいただいたということを報告しま  
す。それで事務局として、当然、今、議事録をとってありますので、  
こういうご審議をいただいた結果として反対になったということは、  
事務局として申し上げていきたいと思えます。

谷 口 会 長 ということでございますので、よろしゅうございますね。

岸 田 委 員 ちょっと1点確認をしていいですか。今、事務局としてという  
意味はどういう意味なんですか。これちょっと確認。

菅 幹 事 こういご審議をいただいた過程の中で、最終的にはこういう  
結論に達しましたということを言いませんと、東京都のほうで何で  
反対だかわかりませんので、やっぱりその辺はていねいに東京都の  
ほうには説明をしていきたいと、こういうことでございます。

岸 田 委 員 大田区としてですよ。

菅 幹 事 そうです。

岸 田 委 員 その確認です。

谷 口 会 長 よろしゅうございますか。

それでは、大変、長時間に一つの議題で非常に長時間に。重要  
なことでございますし、しかしおそらくこれは大田区に限らず21  
世紀の都市というものは、おそらくグローバルな意味でもこうい

う問題を抱えながら、悩みながら、やはり動かしていかなくちゃいけないという、一つの、ある種の既にサジェスチョンをいただいたみたいなものだと思っております。

そういう意味で、常に変化に対応するということの重要性を改めて痛感した次第でございます。やはり、大田区のためにいろいろと貴重なご意見いただきましたこと、まとめ役として大変勉強させていただいたとありがたく思っております。

それでは、本日第140回の大田区都市計画審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時39分閉会